

第40回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年1月16日(木曜日)
午前10時

場所

新潟県新潟市中央区万代
5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟 3階
「飛翔の間」

決議事項

第1号議案
取締役7名選任の件
第2号議案
監査役2名選任の件
第3号議案
補欠監査役1名選任の件

株式会社 トップカルチャー
証券コード 7640



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7640/>



(証券コード 7640)
2024年12月27日
(電子提供措置の開始日 2024年12月25日)

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社 トップカルチャー
代表取締役社長 清 水 大 輔

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.topculture.co.jp/ir/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トップカルチャー」又は、「コード」に半角で当社証券コード「7640」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」をご確認ください。）



【ネットで招集（宝印刷ウェブサイト）】

<https://s.srdb.jp/7640>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1月15日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月16日（木曜日）午前10時
（受付開始） 同 日 午前9時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 1 第40期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第40期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎今後の状況により、株主総会の運営に関して変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.topculture.co.jp/ir/>）にてご案内いたします。

◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

以上

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年1月15日（水曜日）午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年1月15日（水曜日）午後6時まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年1月15日（水曜日）午後6時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時 2025年1月16日（木曜日）午前10時開催

※代理人による議決権行使

株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。



「招集ご通知」をインターネットで簡単・便利に
「ネットでの招集」のご案内

アクセスはこちら▶
<https://s.srdb.jp/7640/>

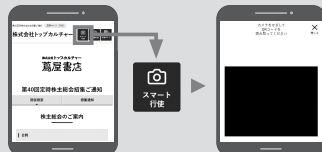


「ネットで招集」とは

「ネットで招集」にアクセスいただくと、スマートフォンをはじめ様々なデバイスで「招集ご通知」を、ご覧いただけます。

スマートフォンでの議決権行使もできます

「ネットで招集」トップページ右上の「スマート行使」ボタンを押すと、お手持の端末のカメラを起動いただけます。カメラで議決権行使書用紙のQRコードを撮影すれば、スマートフォンで議決権行使ができる画面にアクセス可能です。



「ネットで招集」トップ画面

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにアクセスする

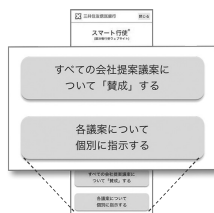


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンがタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

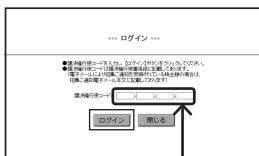
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

※ 書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 2025年1月6日（月）午前0時～午前5時の間は、ウェブサイトのメンテナンス作業のため、取り扱い休止となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず だいすけ 清水 大輔	<再任>
	1	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

【取締役候補者の選任理由】

事業計画の立案や経営分析に豊富な経験と知見を有しており、2021年1月から代表取締役社長として経営全般に携わっております。これらの豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

2008年9月 慶應義塾大学 総合政策学部 卒業
2009年4月 楽天株式会社 入社 経営企画室
2018年8月 Hult International Business School (ボストン) 卒業
MBA取得
2018年10月 株式会社メディアドゥ 入社 経営企画室
2019年11月 当社入社 経営企画室
2020年1月 当社 取締役経営企画室長
2021年1月 当社 代表取締役社長COO兼営業本部長
2021年7月 株式会社D a l 代表取締役社長 (現任)
2022年1月 株式会社ワーグルスタッフサービス 取締役 (現任)
2022年9月 株式会社オー・エンターテイメント 社外取締役 (現任)
2023年1月 当社 代表取締役社長CEO兼営業本部長 (現任)
2023年1月 株式会社トップブックス 取締役 (現任)
2023年6月 株式会社メソッドカイザー 取締役 (現任)

候補者番号 2	しみず ひでお 清水 秀雄	<再任>
	生年月日	1954年1月12日生
	所有する当社株式の数	539,800株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 1986年12月 当社設立、代表取締役社長 2015年 5月 株式会社TSUTAYA (現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社) 社外取締役 2017年 1月 株式会社トップブックス 取締役 (現任) 2017年 1月 株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役 (現任) 2019年 3月 株式会社ワールズスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO (現任) 2021年 1月 当社 代表取締役会長CEO 2023年 1月 当社 取締役会長 (現任) 2023年 6月 株式会社メソッドカイザー 代表取締役社長 (現任)		

候補者番号 3	よしだ しょういち 吉 田 勝 一	<再任>
	生年月日	1972年3月24日生
	所有する当社株式の数	4,900株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社入社以前も含め、財務経理部門及び経営企画部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 2009年 8 月 当社入社 経理部経理課長 2010年10月 当社 管理部経理課長 2013年 1 月 当社 取締役管理部経理担当 2019年 1 月 株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役（現任） 2021年 1 月 当社 取締役財務部長CFO兼管理部長 2021年 1 月 株式会社ワールスタッフサービス 取締役 2023年 1 月 当社 取締役経営企画室長（現任） 2023年 1 月 株式会社トップブックス 取締役（現任） 2023年 6 月 株式会社メソッドカイザー取締役（現任）		

候補者番号 4	<small>さ さ が わ な お</small> 笹川 菜央	<再任>
	生年月日	1977年5月12日生
	所有する当社株式の数	12,800株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 人事部門の責任者として、人材育成などにおいて豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 2000年 4 月 当社入社 2011年 11月 当社 内部監査室長 2013年 1 月 株式会社トップブックス 監査役（現任） 2015年 1 月 当社 人事部長 2016年 6 月 株式会社ワールスタッフサービス 代表取締役社長 2018年 7 月 同社 取締役（現任） 2020年 1 月 当社 執行役員人事部長 2021年 1 月 当社 取締役人事部長（現任）		

候補者番号 5	な か む ら た か し 中 村 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1976年8月26日生
	所有する当社株式の数	－株
	取締役会への出席状況	91.7% (12回中11回)
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 2000年3月 一橋大学 法学部 卒業 2004年10月 弁護士登録 2010年7月 弁護士法人中村・大城国際法律事務所開設、代表弁護士（現任） 2013年4月 新潟大学法科大学院客員教授 2017年1月 当社 取締役（現任） 2024年4月 新潟県弁護士会会長（現任） 2024年4月 日本弁護士連合会理事（現任）		

候補者番号 6	ひらた たけお 平 田 竹 男	<新任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	1960年1月16日生 一株 -% (-)
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験を有することから、当社の成長と経営に助言を頂戴するとともに、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 1982年 3月 横浜国立大学 経営学部 卒業 1988年 6月 ハーバード大学政治大学院修士号取得 2008年 9月 東京大学博士号取得（工学） 1982年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 2000年 6月 同省 資源エネルギー庁石油開発課長 2001年 1月 経済産業省 資源エネルギー庁石油天然ガス課長 2002年 7月 財団法人日本サッカー協会（現 公益財団法人日本サッカー協会）専務理事 2006年 4月 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任） 2007年 3月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）社外監査役 2013年 8月 内閣官房参与 2016年 7月 日本スポーツ産業学会会長（現任） 2017年 6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外監査役 2020年 6月 同社 社外取締役		

候補者番号	わたなべ ひろゆき 渡部 弘之	<再任> <社外取締役候補者>
	7	生年月日 1973年3月16日生 所有する当社株式の数 - 株 取締役会への出席状況 80% (10回中8回)

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

当社の取次出版先の上席執行役員として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき、今後書籍を軸とした経営方針を当社が推進していく中で連携を強化するため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1996年 3月 中央大学経済学部卒業
1996年 4月 株式会社トーハン入社
2006年 4月 同社 対策推進グループ アシスタントマネジャー
2014年 4月 同社 取引部書店経営推進室長
2018年 9月 同社 取引部長
2020年 6月 同社 執行役員 取引部長
2021年 6月 同社 執行役員 経営戦略部長
2023年 6月 同社 上席執行役員 経営企画部長 (現任)
2024年 1月 当社 取締役 (現任)

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2024年10月31日現在のものです。
2. 渡部弘之氏が役職を兼務する株式会社トーハンは、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する記載事項
(1) 社外取締役の独立性について
① 渡部弘之氏が役職を兼務する株式会社トーハンは、上記注2.に記載のとおり当社の特定関係事業者に該当いたします。中村崇氏および平田竹男氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。
② いずれの社外取締役候補者も、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
③ いずれの社外取締役候補者も、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
⑤ 中村崇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。また、平田竹男氏が取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定し届出る予定であります。
(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
① 中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識

- と経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ② 渡部弘之氏は、当社の取次出版先の上席執行役員として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ③ 平田竹男氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての高い見識と専門性、幅広い経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について
該当事項はありません。
 - (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
 - (5) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者中村崇氏及び渡部弘之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。また、平田竹男氏の選任が承認された場合には、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告35頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役伊藤正義氏及び西村裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	いとう まさよし 伊 藤 正 義	<再任>
	1	生年月日
	所有する当社株式の数	25,400株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
	監査役会への出席状況	100% (12回中12回)
【監査役候補者の選任理由】 内部監査の担当者として、法務・会計・業務等の監査をしていた経験と知見を活かし責務を全うしており、引き続き監査役として選任をお願いするものです。		
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】		
1986年12月	当社 入社	
1998年3月	当社 長野地区統括店長	
1999年1月	当社 取締役長野地区統括店長	
2004年6月	当社 取締役統括店長	
2005年11月	当社 取締役商品企画部長	
2011年1月	当社 執行役員営業本部ストアオペレーション部長	
2018年8月	当社 内部監査室長	
2023年1月	当社 監査役（現任）	
2023年6月	株式会社メソッドカイザー 監査役（現任）	

候補者番号 2	にしむら ゆたか 西村 裕	<再任> <社外監査役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1958年5月15日生
	所有する当社株式の数	－株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
	監査役会への出席状況	100% (12回中12回)

【社外監査役候補者の選任理由】

公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1986年 9月 公認会計士登録
1991年 9月 公認会計士西村裕事務所開設、代表（現任）
1993年10月 税理士登録
1999年 8月 有限会社マネジメント・サポート設立、代表取締役
2016年 1月 当社 監査役（現任）
2024年12月 税理士法人マネジメント・サポート設立、代表社員（現任）

(注) 1. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2024年10月31日現在のものです。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する記載事項

(1) 社外監査役の独立性について

- ① 西村裕氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 西村裕氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 西村裕氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 当社の社外監査役が最後に選任された後在任中に、当社において不正な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について
該当事項はありません。

(3) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。

(4) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者西村裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害

賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、西村裕氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告35頁に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものとしたと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳 本 好 彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	1968年8月10日生
所有する当社株式の数	一株
【補欠の社外監査役候補者の選任理由】 同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】 1996年12月 司法書士登録 2000年4月 司法書士永野合同事務所 副所長 2003年4月 日本リーガル司法書士法人 社員 2004年3月 簡裁訴訟代理権認定資格取得 2007年4月 日本リーガル司法書士法人（現 にいがた司法書士法人） 所長代表社員（現任） 2014年4月 行政書士登録 2019年3月 土地家屋調査士登録	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、社外監査役候補として選任するものです。就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項
 (1) 社外監査役の独立性について
 ① 徳本好彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 ② 徳本好彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 徳本好彦氏は、過去 2 年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第 1 項の規定に基づく同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- (3) 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告35頁に記載のとおりであります。徳本好彦氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

第40期におけるわが国の消費環境は、中国経済の先行き懸念や金融引き締めに伴う海外景気の下振れにより、依然として国内外における経済の先行きは不透明な状態が続いています。また、円安の進行や原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う生活必需品の値上げも相次いでおり、消費者の節約志向が一層強まっています。一方、当社を取り巻く環境においては、今年3月に経済産業省主導で立ち上げられた書店振興のためのプロジェクトも、書店経営者と意見交換するなど官民連携の取組みが本格化してまいりました。

そのような中、新中期経営計画（2024年10月期～2026年10月期）の初年度となる第40期は、読書文化を継承していくための“持続可能な書店創り”の方針のもと、計画を遂行すべく、様々な取組みを実施してまいりました。

昨年10月に新たな出版取次のパートナーとなりました株式会社トーハンとの連携も1年が経過、書籍の品揃えの充実を図ると共に、NFTデジタル特典付き出版物の販売も開始し、オリジナル企画を不断に展開してまいりました。一方、オンラインでの販売強化にも取り組み、2023年12月にはEC1号店をリニューアルオープン、その後も順次新規に開業し、1年間で合計4店舗のECショップをオープンするなど、リアル店舗と両輪での販売も強化してまいりました。そのEC店舗では、トーハンの倉庫在庫と連携していることに加え、当社50店舗以上にある在庫とも連携することにより、圧倒的な品揃えで販売できる仕組みを構築したことで、販売を拡大してまいりました。

その他、物流に関してもトーハンの物流倉庫と連携し、物販と書籍と同時配送する新たな仕組みも構築し、コスト抑制と店舗運営の効率化を図ってまいりました。

さらに、複合書店の強みを活かし書籍×○○の掛け合わせにチャレンジ、新規事業や商品、サービスによりお客様に感動体験や自己発見を提供することで、蔦屋書店事業とのシナジー効果を最大化するべく取り組んでまいりました。新規事業においては、前期より展開を開始したDAISOやガシャポンバンダイオフィシャルショップのほか、コスメのECサイトを運営する企業と提携した、初のリアルコスメショップ「NOIN beauty」を4店舗オープンするなど、年齢や性別を問わず需要が拡大している分野の拡大により、幅広い年齢層の来店機会を創出することができました。また、新規ファッションアイテムや高級食品ブランド、全国から取り寄せた有名菓子、全国観光地の物産展、人気通販ショップのPOP UPショップを展開拡大したほか、イベントも多数開催し“体験”できる店舗創りに取り組みました。

また、2024年3月には、「イオンタウン仙台泉大沢店」を新規オープン、順調な推

移により、売上高創出に寄与しております。

グループ子会社でありますスポーツ関連事業、訪問看護事業、飲食事業につきましては、それぞれの売上は前年を上回り、連結売上高にも寄与いたしました。特に2023年6月にグループ化しました株式会社メソッドカイザーが運営するタリーズコーヒーは、売上高が前年を大きく上回る推移を続けており、連結売上高への増加要素に大きく寄与しております。

今後、グループ企業間における会員連携により、新しい顧客体験やサービスを提供するための、自社会員IDの構築を準備しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高184億14百万円（前年同期比97.2%）、営業損失5億1百万円（前期は営業損失8億2百万円）、経常損失5億77百万円（前期は経常損失8億88百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失7億17百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失13億76百万円）となりました。売上高は店舗の撤退が影響し前年を下回ったものの、それぞれの利益においては前年を上回る結果となりました。

また、中期経営計画をベースとして2023年12月14日に公表した業績予想値からは、売上高+6.2億円、当期純損失+1.5億円と、いずれも上振れする結果となり、中期経営計画の1年目は、概ね計画通りに進捗し、収益改善が進んだ結果となりました。

当連結会計年度の出店・閉店・改装店の状況

出店（5店）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔦屋書店事業部門 蔦屋書店イオンタウン仙台泉大沢店（宮城県/2024年3月出店） ・ ゲーム・トレーディングカード事業部門 ふるいちトップブックス上田大屋店（長野県/2023年11月出店） ふるいちトップブックス須坂店（長野県/2024年2月出店） ふるいちトップブックスイオンタウン仙台泉大沢店（宮城県/2024年3月出店） ・ 飲食事業部門 タリーズコーヒー&TEAイオンタウン仙台泉大沢店（宮城県/2024年3月出店）
閉店（6店）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔦屋書店事業部門 蔦屋書店仙台泉店（宮城県/2024年1月閉店） 蔦屋書店静岡平和町店（静岡県/2024年3月閉店） 蔦屋書店大和下鶴間店（神奈川県/2024年3月閉店） 蔦屋書店太田店（群馬県/2024年7月閉店） 蔦屋書店練馬春日町店（東京都/2024年9月閉店） ・ 飲食事業部門 タリーズコーヒー仙台泉店（宮城県/2024年1月閉店）
店舗譲渡（1店）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔦屋書店事業部門 蔦屋書店静岡本店（静岡県/2024年10月）

事業別の業況は次のとおりです。

なお、各セグメントの業績値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めております。

【蔦屋書店事業】

同事業の売上高は16,707百万円（前年同期比93.0%）となりました。主力商品の売上高は、書籍10,584百万円（前年同期比95.0%）、特撰雑貨・文具3,047百万円（前年同期比98.4%）、レンタル700百万円（前年同期比77.2%）、賃貸不動産収入522百万円（前年同期比89.8%）、販売用CD240百万円（前年同期比72.2%）、ゲーム・リサイクル230百万円（前年同期比57.2%）、販売用DVD184百万円（前年同期比63.5%）となりました。

【ゲーム・トレーディングカード事業】

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高384百万円（前年同期比112.3%）となっております。

【スポーツ関連事業】

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高253百万円（前年同期比105.9%）となりました。

【訪問看護事業】

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高180百万円（前年同期比147.4%）となりました。

【飲食事業】

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,145百万円（前年同期比268.6%）となりました。

2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 39 期 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		第 40 期 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		前年 同期比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
薦屋書店 事業	書 籍	11,141	58.4%	10,584	56.7%	95.0%
	特撰雑貨・文具	3,096	16.2	3,047	16.3	98.4
	レ ン タ ル	907	4.8	700	3.8	77.2
	賃貸不動産収入	581	3.0	522	2.8	89.8
	販 売 用 C D	333	1.7	240	1.3	72.2
	ゲーム・リサイクル	403	2.1	230	1.2	57.2
	販 売 用 D V D	290	1.5	184	1.0	63.5
	そ の 他	1,105	5.8	975	5.2	88.2
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	105	0.6	219	1.2	208.0
計	17,965	94.1	16,707	89.5	93.0	
ゲーム ・トレーニング カード 事業	外部顧客に対する売上高	342	1.8	384	2.1	112.3
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	342	1.8	384	2.1	112.3
スポーツ 関連事業	外部顧客に対する売上高	202	1.1	216	1.1	107.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	36	0.2	36	0.2	100.0
	計	238	1.3	253	1.3	105.9
訪問看護 事業	外部顧客に対する売上高	122	0.6	180	1.0	147.4
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	122	0.6	180	1.0	147.4
飲食事業	外部顧客に対する売上高	426	2.2	1,145	6.1	268.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	426	2.2	1,145	6.1	268.6
合 計		19,095	100.0	18,670	100.0	97.8

- (注) 1. セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
 2. 薦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業において、営業基盤の拡充を図るため、新規店1店舗の出店、既存店において新規事業の導入による改装を行いました。その結果、当連結会計年度の設備投資額（敷金・保証金の差入額等を含む）224百万円となりました。

4. 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

5. 対処すべき課題と次期の見通し

次期につきましても、引き続き中期経営計画2年目として、読書文化を継承していくことを目的とした“持続可能な書店創り”の方針のもと、書籍を中心とした業態連携や新規商品導入へのチャレンジを加速させ、本から繋がる／本へと繋がる売場創りを強化、新規の来店や再来店に繋がるイベントも多数開催してまいります。

またECにおいても、更なる売上と出店の拡大を図ることにより、読書文化を広める基盤を創っていくと同時に、蔦屋書店事業とグループ子会社4社との連携強化による、相乗効果最大化を図ることにより、グループの黒字化を目指してまいります。

2024年3月に経済産業省主導で立ち上げられた「書店振興のためのプロジェクト」が始動したことにより、当社の書店業界における役割がより明確となった中で、文化商材である“本”というものをお客様に届け続け、読書という“人”にとってかけがえのない文化を承継していくこと、ひいては書店業界を変革し、永続するための儲かる書店創り、及び業界の事業承継問題に真剣に取り組むことを使命とし、町から書店を守ることで、中長期的な企業価値向上のため計画を実行してまいります。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社グループは、主軸である蔦屋書店事業の売上減少の影響により、2022年10月期以降、3期連続の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような中、当社グループは、当該状況を解消又は改善するために、2024年10月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しており、主に以下の施策を実行して早期の黒字化を目指すこととしておりました。

①新たな売上高の創出

“蔦屋書店”のリモデル化へのチャレンジとして、D A I S Oの導入、ふるいちトップブックスへの切り替え拡大、ガシャポンバンダイオフィシャルショップの強化・拡大、フィットネス事業への進出（フランチャイズ加盟）、リーシング（テナント誘致）の強化を進め、新たな売上高を創出してまいります。

②不採算店の早期撤退・新規出店

撤退選定方針に基づき、収益改善が難しい店舗は契約満了時及び早期での撤退を検討・計画しております。（最大19店舗）また、2022年9月30日に長野県佐久市にオープンした蔦屋書店佐久平店を一つの収益店舗モデルとして、新規出店を最大6店舗想定しております。

③グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指してまいります。ライフバリューを提案し、新たな経済圏の創出をしております。

2024年10月期における中期経営計画の進捗状況は下記のとおりです。

①新たな売上高の創出

2024年10月末現在において、D A I S Oは6店舗への導入を完了し、ふるいちトップブックスへの切り替えは29店舗にて完了、ガシャポンバンダイオフィシャルショップは23店舗へ導入完了しております。

フィットネス事業への進出（フランチャイズ加盟）につきましては、出店コストや事業リスク等を勘案し、現在は、当社が新規事業で行う形ではなく、フィットネスジムの運営会社を当社物件へテナントとして誘致する形で進めております。フィットネス事業については中期経営計画において当連結会計年度より導入する計画としておりましたので、フィットネス事業の展開方法の変更及び遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりました。なお、将来的に、フィットネス事業を当社の新規事業として行うこと

も並行して検討を続けております。

リーシング（テナント誘致）の強化については、建築単価の上昇により小売業全体での出店コストが増加傾向であることから、当社店舗へテナントとして出店したいという引き合いは増加しております。前述のフィットネスジムに加えて様々な案件の交渉を進めており、テナント料や当社事業へのシナジー効果を勘案し、テナント選定を進めております。

上述のほか、「1.事業の経過及びその成果」に記載しましたとおり、ドロップ SHIPPINGモデルのEC店舗（楽天市場トップカルチャーBOOKSTORE、楽天市場2号店、Amazon店、ANAモール店）をオープンさせ、また、コスメのECサイトを運営するノイン株式会社と提携し、初のリアル店舗である「NOIN beauty」を4店舗オープンするなど、新たな売上高の創出に向けて取り組んでおります。

②不採算店の早期撤退・新規出店

2024年10月期においては、11店舗の撤退、1店舗の新規出店を計画しておりましたが、6店舗を閉店し、1店舗を新規出店いたしました。閉店時期が当初計画より遅れている店舗がありますが、これは主として当社の撤退後の店舗に後継の賃借人をマッチングさせ、撤退コストを縮小させることを目的としております。閉店時期の遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりますが、撤退コストは縮小しているため、特別損失の減少に寄与しています。

③グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指しており、特に2023年6月にタリーズコーヒーを運営する株式会社メソッドカイザーを子会社化し、当社との連携強化に努めて参りました。その結果、株式会社メソッドカイザーの売上高は前年比114%の1,145百万円となり、順調に推移しております。

また、グループ企業間における会員連携により、新しい顧客体験やサービスを提供するために、自社会員IDの構築を準備しております。

このような状況において、当連結会計年度の業績は、連結売上高184億、連結営業損失5億円、連結当期純損失7億円の実績となり、中期経営計画において計画していた連結売上高178億円は達成しましたが、連結営業損失4億円は未達となりました。連結営業損失の未達要因は上述しております、フィットネス事業への展開方法の変更及び遅れが生じたこと、不採算店舗の撤退の遅れが生じたことが主な要因となります。また、中期経営計画をベースに作成しております当期の連結業績予想は、当期純損失8億円と発表しており、当連結会計年度の業績は連結業績予想から上振れております。これは上記の営業損失の乖離はあるものの、撤退コストの縮小に成功したことによるも

のです。

中期経営計画の一部に変更・遅れが生じているものの、中期経営計画で計画している施策の多くは計画どおり進捗しており、収益改善は進んでおります。

また、メインバンクをはじめとした取引金融機関とは密接な関係を引き続き維持できるよう努力しております。今後の資金調達においても、資金計画に基づき想定される需要に対応できる資金も十分確保できるものと考えており、加えて、在庫圧縮を進めていくことで資金繰りのさらなる改善を図る計画です。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 37 期 (2021年10月期)	第 38 期 (2022年10月期)	第 39 期 (2023年10月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2024年10月期)
売 上 高	26,407	20,905	18,953	18,414
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	276	△187	△888	△577
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,939	△272	△1,376	△717
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△160.52	△22.58	△110.98	△45.97
総 資 産	18,325	18,178	17,236	15,780
純 資 産	3,809	3,401	2,510	1,617

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 37 期 (2021年10月期)	第 38 期 (2022年10月期)	第 39 期 (2023年10月期)	第40期(当期) (2024年10月期)
売 上 高	25,727	20,467	17,965	16,707
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	257	△199	△902	△610
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△1,953	△279	△1,383	△738
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△161.69	△23.16	△111.58	△47.34
総 資 産	18,208	18,064	16,884	15,416
純 資 産	3,775	3,360	2,463	1,553

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株 式 会 社 ト ッ プ ブ ッ ク ス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	97.7	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワールズスタッフサービス	35,000	94.3	精神疾患・認知症を中心とした訪問看護
株 式 会 社 メ ソ ッ ド カ イ ザ ー	10,000	100.0	タリーズコーヒーのフランチャイズ運営

(注) 当社の連結対象子会社には上記4社が該当します。

8. 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社4社で構成されております。

【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテインメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

【ゲーム・トレーディングカード事業】

当社の子会社である株式会社トップブックスは、古本・ゲーム・トレーディングカード・音楽・映像ソフト等の販売や買取を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」及び「ふるいちトップブックス」の店舗展開を行っております。

【スポーツ関連事業】

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

【訪問看護事業】

当社の子会社である株式会社ワグルスタッフサービスは、「脳とこころの訪問看護ステーション」を運営し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。

【飲食事業】

当社の子会社である株式会社メソッドカイザーは、タリーズコーヒーのフランチャイズ運営を主な事業内容としており、当社の蔦屋書店内へ22店舗を展開しております。

9. 主要な事業所（2024年10月31日現在）

(1) 当社（53店舗）

本社	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
店舗	
新潟県 (21店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、 県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、六日町店、新発田店、柏崎岩 上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、河渡店、 新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店
長野県 (10店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久平店、佐久野沢店、 上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店
神奈川県 (2店舗)	港北ミナモ店、青葉奈良店
東京都 (4店舗)	八王子みなみ野店、南大沢店、八王子檜原店、府中駅前店
群馬県 (5店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、前橋吉岡店、伊勢崎宮 子店
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店
茨城県 (2店舗)	ひたちなか店、龍ヶ崎店
宮城県 (2店舗)	アクロスプラザ富沢西店、イオンタウン仙台泉大沢店
岩手県 (1店舗)	MORIOKA TSUTAYA

(2) 株式会社トップブックス（29店舗）

本社	新潟県新潟市西区
店舗	
新潟県 (10店舗)	新津店、新発田店、長岡古正寺店、新潟万代、竹尾インター店、横越バイパス店、 新潟中央インター店、長岡花園店、小出店、高田西店
長野県 (6店舗)	佐久平店、大町店、中野店、諏訪中洲店、上田大屋店、須坂店
神奈川県 (2店舗)	港北ミナモ店、青葉奈良店
群馬県 (1店舗)	前橋みなみモール店
埼玉県 (5店舗)	本庄早稲田店、東松山店、フォレオ菖蒲店、川島インター店、滑川店
茨城県 (2店舗)	龍ヶ崎店、ひたちなか店
宮城県 (2店舗)	アクロスプラザ富沢西店、イオンタウン仙台泉大沢店
岩手県 (1店舗)	MORIOKA

- (3) 株式会社グランセナフットボールクラブ
 本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区
- (4) 株式会社ワールズスタッフサービス (5事業所)

本社		新潟県新潟市西区
事業所		
新潟県 (4事業所)	訪問看護ステーション万代、長岡、西新潟、新発田	
長野県 (1事業所)	訪問看護ステーション佐久平	

- (5) 株式会社メソッドカイザー (22店舗)

本社		新潟県新潟市西区
店舗		
新潟県 (11店舗)	長岡新保店、新潟寺尾店、アクロスプラザ長岡美沢店、長岡古正寺店、新発田店、新潟万代店、小出店、新潟新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店	
長野県 (3店舗)	上田大屋店、長野川中島店、佐久平店	
群馬県 (1店舗)	前橋みなみモール店	
埼玉県 (3店舗)	フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店	
茨城県 (2店舗)	ひたちなか新光町店、龍ヶ崎店	
宮城県 (2店舗)	仙台富沢西店、イオンタウン仙台泉大沢店	

10. 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	148名 (276名)	16名減 (19名減)
その他		
トップブックス部門	4名 (5名)	±0名 (±0名)
グランセナフットボールクラブ部門	9名 (4名)	±0名 (±0名)
ワールズスタッフサービス部門	19名 (1名)	6名増 (±0名)
メソッドカイザー部門	18名 (82名)	1名増 (11名増)
合計	198名 (368名)	9名減 (8名減)

(注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間換算による) を () 外数で記載しております。

2.連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
148名 (276名)	16名減 (19名減)	42.5才	16.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先（2024年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	2,466,743 ^{千円}
新潟県信用農業協同組合連合会	1,157,726
株式会社日本政策投資銀行	500,000
株式会社三井住友銀行	411,649
株式会社みずほ銀行	400,000

Ⅱ 会社の状況 (2024年10月31日現在)

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,493,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,631,920株 (自己株式603,480株を除く)
 (内訳)
- ① 普通株式 16,214,400株
 ② A種優先株式 15,000株
 ③ B種優先株式 6,000株
- (3) 株主数
 ① 普通株式 10,066名
 ② A種優先株式 2名
 ③ B種優先株式 1名
- (4) 単元株式数
 ① 普通株式 100株
 ② A種優先株式 1株
 ③ B種優先株式 1株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ト ー ハ ン	普通株式 3,526,400	22.55%
株 式 会 社 ヒ ー ズ	普通株式 2,623,098	16.78
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	15.49
清 水 秀 雄	普通株式 539,800	3.45
清 水 大 輔	普通株式 296,200	1.89
BNP PARIBAS SINGAPORE / 2S / JASDEC / CLIENT ASSET	普通株式 194,100	1.24
飯 島 功 市 郎	普通株式 173,000	1.10
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	普通株式 164,000	1.04
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	普通株式 147,212	0.94
株 式 会 社 本 間 組	普通株式 102,000	0.65

(注) 持株比率は、自己株式 (603,480株) を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	清水大輔	営業本部長 株式会社DaI代表取締役社長 株式会社トップブックス取締役 株式会社ワグルスタッフサービス取締役 株式会社メソッドカイザー取締役 株式会社オー・エンターテイメント社外取締役
取締役会長	清水秀雄	株式会社トップブックス取締役 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役 株式会社ワグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO 株式会社メソッドカイザー代表取締役社長
取締役	遠海武則	財務部長兼管理部長 株式会社グランセナフットボールクラブ監査役
取締役	吉田勝一	経営企画室長 株式会社トップブックス取締役 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役 株式会社メソッドカイザー取締役
取締役	阿部智幸	営業本部 運営担当部長 株式会社トップブックス代表取締役社長
取締役	笹川菜央	人事部長 株式会社ワグルスタッフサービス取締役 株式会社トップブックス監査役
取締役	中村崇	弁護士 弁護士法人中村・大城国際法律事務所代表弁護士 新潟県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事
取締役	間野義之	びわこ成蹊スポーツ大学学長 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所上席研究員
取締役	渡部弘之	株式会社トーハン上席執行役員経営企画部長
常勤監査役	伊藤正義	株式会社メソッドカイザー監査役
監査役	山田剛志	弁護士 成城大学法学部教授 弁護士法人日新法律事務所代表弁護士 株式会社ワグルスタッフサービス監査役
監査役	西村裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1.取締役中村崇氏、間野義之氏及び渡部弘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2.監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3.2024年1月18日開催の第39回定時株主総会において、渡部弘之氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 4.当社は、取締役中村崇氏及び取締役間野義之氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5.監査役西村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

特約部分の保険料は、被保険者の負担としております。

③填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員個人が被る損害

④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2000年1月18日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、2021年2月18日開催の取締役会にて、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

②決定方針の内容の概要

当社は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々に取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

各取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に基づき、取締役会長清水秀雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役会長が最も適していると判断したためです。

また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、取締役報酬制度として、株主総会での承認を得て過去3回に亘り「株式報酬型ストックオプション（行使価格を1円に設定した新株予約権）」を導入しました。当該ストックオプションは、当時の取締役を割当対象とし、原則取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、代表取締役を除き、対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。代表取締役を除く現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査役の報酬は、独立性を担保する目的で監査役全員の同意により監査役会にて決定しております。

⑤当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8名	137,325千円	うち社外取締役 2名 4,800千円
監 査 役	3名	7,800千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合 計	11名	145,125千円	

(注) 1.2000年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与と分含まず）は、次のとおりです。

取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円

当該定時株主総会の決議時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は2名であります。

2.期末現在、無報酬の取締役1名がおります。

3.ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況 及び当社との関係	当事業年度における 主な活動状況	当社の子 会社から 当事業年 度の役員 として受 けた報酬 等の額
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 弁護士法人中村・大城国際 法律事務所代表弁護士 新潟県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中11回出席した他、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項は ありません。</p>
間野 義之	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>びわこ成蹊スポーツ大学学長 大阪成蹊大学スポーツ イノベーション研究所 上席研究員</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中11回出席した他、大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験から適宜質問をし意見を述べ、ガバナンスの高度化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>大学教授としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項は ありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
渡部 弘之	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>株式会社トーハン 上席執行役員経営企画部長</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>渡部弘之氏は、株式会社トーハン上席執行役員経営企画部長を兼任しており、同社は当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。また、当社との間で第三者割当と商取引の契約を締結しております。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>10回中8回出席した他、当社の取次出版先の上席執行役員として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし適宜質問をし意見を述べ、経営方針の推進で連携を強化しております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>当社の取次出版先の上席執行役員としての豊富な知識・経験等から、取締役会の意思決定の適正を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

- (注) 1.取締役渡部弘之氏は、2024年1月18日開催の第39回定時株主総会において取締役を選任されたため、就任後の開催回数を元に記載しております。
- 2.上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 成城大学法学部教授 弁護士法人日新法律事務所 代表弁護士 株式会社ワールスタッフ サービス監査役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中11回、監査役会12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中12回、監査役会12回中12回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

31,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会社法第344条に基づいて再任又は不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の報酬等について

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付けで発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
 - ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
 - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
 - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
 - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
 - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
 - ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
 - ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
 - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助する組織を管理部とする。
 - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役又は使用人は、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
 - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
 - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内 の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内 の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、業績の動向や財政状態を考慮し、内部留保の充実を優先し、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力いたしますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、A種優先株式及びB種優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,748,797	流動負債	9,334,123
現金及び預金	988,928	買掛金	3,230,455
売掛金	404,344	短期借入金	4,500,000
商品	6,920,010	1年内返済予定の長期借入金	587,887
その他	435,918	リース債務	355,547
貸倒引当金	△404	未払法人税等	38,643
固定資産	7,031,563	賞与引当金	28,000
有形固定資産	4,576,138	未払金	304,114
建物及び構築物	1,154,457	資産除去債務	3,127
土地	1,415,040	株主優待引当金	7,500
リース資産	1,941,896	その他	278,847
その他	64,743	固定負債	4,828,468
無形固定資産	134,537	長期借入金	1,607,793
のれん	118,213	リース債務	2,708,864
ソフトウェア	3,328	資産除去債務	181,437
電話加入権	12,995	長期前受収益	158
投資その他の資産	2,320,887	退職給付に係る負債	29,464
投資有価証券	32,254	役員退職慰労引当金	62,941
長期前払費用	91,499	長期未払金	21,267
敷金及び保証金	2,138,293	長期預り敷金保証金	216,542
その他	58,840	負債合計	14,162,591
		(純資産の部)	
		株主資本	1,583,851
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,115,474
		利益剰余金	△2,361,594
		自己株式	△270,027
		その他の包括利益累計額	1,902
		その他有価証券評価差額金	1,902
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	23,765
		純資産合計	1,617,769
資産合計	15,780,360	負債・純資産合計	15,780,360

連結損益計算書

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,414,028
売上原価		12,092,895
売上総利益		6,321,132
販売費及び一般管理費		6,823,090
営業損失		△501,957
営業外収益		
受取利息配当金	8,788	
雑収益	28,834	37,622
営業外費用		
支払利息	112,535	
雑損失	373	112,908
経常損失		△577,243
特別利益		
固定資産売却益	4,166	4,166
特別損失		
減損損失	94,430	
投資有価証券評価損	10,500	
リース解約損	6,119	111,050
税金等調整前当期純損失		△684,127
法人税、住民税及び事業税	39,841	39,841
当期純損失		△723,969
非支配株主に帰属する当期純損失		△6,345
親会社株主に帰属する当期純損失		△717,624

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,342,378	2,045,929	△1,643,970	△270,027	2,474,308
連結会計年度中の変動額					
減 資	△2,242,378	2,242,378	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△172,832	—	—	△172,832
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△717,624	—	△717,624
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	△2,242,378	2,069,545	△717,624	—	△890,456
当連結会計年度末残高	100,000	4,115,474	△2,361,594	△270,027	1,583,851

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△2,435	△2,435	8,249	30,110	2,510,233
連結会計年度中の変動額					
減 資	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△172,832
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	△717,624
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	4,338	4,338	—	△6,345	△2,006
連結会計年度中の変動額合計	4,338	4,338	—	△6,345	△892,463
当連結会計年度末残高	1,902	1,902	8,249	23,765	1,617,769

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,398,193	流動負債	9,193,682
現金及び預金	684,174	買掛金	3,225,502
売掛金	300,301	短期借入金	4,500,000
商品	6,899,362	1年内返済予定の長期借入金	565,003
前払費用	227,523	リース債務	355,547
未収入金	169,814	未払金	265,303
その他の金	117,415	未払費用	18,566
貸倒引当金	△400	未払法人税等	25,120
固定資産	7,018,177	未払消費税等	77,341
有形固定資産	4,443,533	前受金	2,613
建物	988,555	預り金	39,395
構築物	151,298	前受収益	73,524
車輜運搬具	1,751	賞与引当金	28,000
工具、器具及び備品	48,735	設備未払金	7,135
土地	1,415,040	株主優待引当金	7,500
リース資産	1,838,152	資産除去債務	3,127
無形固定資産	15,961	固定負債	4,669,392
ソフトウェア	3,268	長期借入金	1,391,941
電話加入権	12,693	リース債務	2,708,864
投資その他の資産	2,558,681	資産除去債務	181,437
投資有価証券	32,254	長期前受収益	158
関係会社株式	281,750	退職給付引当金	29,464
出資金	100	役員退職慰勞引当金	62,941
長期前払費用	81,824	関係会社事業損失引当金	56,776
敷金及び保証金	2,104,052	長期未払金	21,267
その他の	58,700	長期預り敷金保証金	216,542
		負債合計	13,863,074
		(純資産の部)	
		株主資本	1,543,144
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,116,024
		資本準備金	15,840
		その他資本剰余金	4,100,184
		利益剰余金	△2,402,852
		利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	△2,412,012
		繰越利益剰余金	△2,412,012
		自己株式	△270,027
		評価・換算差額等	1,902
		その他有価証券評価差額金	1,902
		新株予約権	8,249
		純資産合計	1,553,296
資産合計	15,416,371	負債・純資産合計	15,416,371

損益計算書

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,707,102
売上原価		11,692,051
売上総利益		5,015,050
販売費及び一般管理費		5,625,040
営業損失		△609,989
営業外収益		
受取利息配当金	8,771	
受取地代家賃	58,500	
関係会社事業損失引当金戻入額	11,825	
雑収	26,924	106,021
営業外費用		
支払利息	106,142	106,142
経常損失		△610,110
特別利益		
固定資産売却益	7,166	7,166
特別損失		
減損損失	94,430	
投資有価証券評価損	10,500	
リース解約損	6,119	111,050
税引前当期純損失		△713,994
法人税、住民税及び事業税	25,000	25,000
当期純損失		△738,994

株主資本等変動計算書

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,342,378	366,924	1,679,554	2,046,479
当 期 変 動 額				
減 資	△2,242,378	△366,924	2,609,302	2,242,378
剰余金の配当	—	—	△172,832	△172,832
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	15,840	△15,840	—
当 期 純 損 失	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	△2,242,378	△351,084	2,420,629	2,069,545
当 期 末 残 高	100,000	15,840	4,100,184	4,116,024

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	9,160	△1,673,017	△1,663,857	△270,027	2,454,971
当 期 変 動 額					
減 資	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△172,832
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	—	—	—	—
当 期 純 損 失	—	△738,994	△738,994	—	△738,994
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△738,994	△738,994	—	△911,827
当 期 末 残 高	9,160	△2,412,012	△2,402,852	△270,027	1,543,144

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	415	415	8,249	2,463,636
当期変動額				
減資	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△172,832
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△738,994
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,487	1,487	—	1,487
当期変動額合計	1,487	1,487	—	△910,340
当期末残高	1,902	1,902	8,249	1,553,296

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月12日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月12日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月12日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 伊藤 正義 ㊟

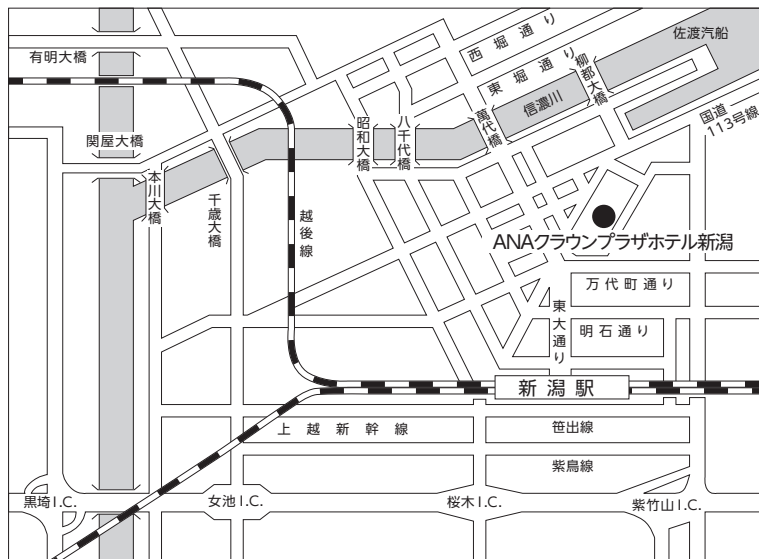
社外監査役 山田 剛志 ㊟

社外監査役 西村 裕 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
電話 (025) 245-3334



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。